

「クラウドファンディング活用支援事業」プロポーザル公募要領

第1 事業の趣旨・目的

クラウドファンディングの活用は、資金調達を幅を広げるだけでなく、新規事業の広告・PR やテストマーケティングの手段にも有効な手法となっています。

このような中、創業やソーシャルビジネス等への挑戦を促進するため、入門者向けセミナー・相談会によるクラウドファンディングの活用支援事業を行います。

この事業の実施にあたり、より効果的・効率的に行うための提案を募集します。

第2 募集の内容

1 委託業務名

クラウドファンディング活用支援事業委託業務

2 委託業務内容

別紙クラウドファンディング活用支援事業委託業務仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から 令和4年3月31日（木）まで

4 委託費の上限

2,950,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

また、単独の法人等にあつては下記①から⑩までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員は①を満たし、かつ代表構成員を含むすべての構成員が②から⑩までのすべての要件を満たしていることとします。

- ① 岐阜県内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ プロポーザル評価会議を開催する日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に搭載されている者であること。
- ④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされ
 - ウ

ている者を除く。)

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑩ 県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

2 企画提案書の作成

様式 1 により作成してください。

- ・企画提案書の様式等は、日本工業規格 A 4 縦型（一部 A 3 判資料折込使用可）とします。
- ・企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- ・企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は、任意様式で添付することができます。
- ・企画内容は実現可能なものとし、実施に当たっては岐阜県と調整することとしてください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

① 公募要領等の公表・配布	令和 3 年 10 月 22 日(金)～令和 3 年 11 月 12 日(金)
② 公募要領等に関する質問受付	令和 3 年 10 月 22 日(金)～令和 3 年 11 月 12 日(金)
③ プロポーザル参加申込受付	令和 3 年 10 月 22 日(金)～令和 3 年 11 月 12 日(金)
④ 企画提案書の受付	令和 3 年 10 月 22 日(金)～令和 3 年 11 月 19 日(金)
⑤ プロポーザル評価会議	令和 3 年 12 月上旬（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和 3 年 12 月中旬（予定）

(2) 公募要領等の配布日時

令和 3 年 10 月 22 日（金）～ 令和 3 年 11 月 12 日（金）

8 時 30 分～17 時 15 分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 公募要領等の配布場所

岐阜県商工労働部商業・金融課

(岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階)

※公募要領等は、県Webサイトからも入手できます。

「トップ／県政情報／入札公売／公募型プロポーザル」

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/181585.html>)

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 受付期間

令和3年10月22日(金)～令和3年11月12日(金)

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(別添1)を、岐阜県商工労働部商業・金融課宛てに、FAX、電子メール(ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。)又は郵送にて提出してください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れがあるものを除き、随時、上記Webサイト上にて公開します。

(5) プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間

令和3年10月22日(金)～令和3年11月12日(金)

② 提出書類

・クラウドファンディング活用支援事業委託業務プロポーザル参加申込書(別添2)

③ 提出方法

・令和3年11月12日(金)17時15分までに電子メール(ファイル形式はMicrosoft Word又はPDFとしてください。)、持参又は郵送により、岐阜県商工労働部商業・金融課に提出してください。
・郵送の場合も令和3年11月12日(金)17時15分必着とします。
・郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

(6) 企画提案書の作成・受付

① 受付期間

令和3年10月22日(金)～令和3年11月19日(金)

② 提出書類

ア 企画提案書(様式1)

イ 見積書(様式自由)

ウ 法人概要書(様式2)及び関係書類

・会社概要書(任意様式)

・履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

・直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(団体の場合は、同様の内容が分かる資料)

エ 誓約書(様式3)

オ 共同体構成員届出(様式4)(共同体の場合)

カ クラウドファンディング活用支援事業委託業務に関する共同体協定書の写し(様式5)(共同体の場合)

キ 委任状(様式6)(共同体の場合)※構成員ごとに提出してください。

ク 社会的課題への取組み(様式7)

- ③ 提出部数
7部（原本1部、副本6部）

- ④ 提出方法
- ・令和3年11月19日（金）17時15分までに持参又は郵送により、岐阜県商工労働部商業・金融課に提出してください。
 - ・郵送の場合も令和3年11月19日（金）17時15分必着とします。
 - ・郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

（7）プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となります。
ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
エ 公募要領に違反すると認められる場合
オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止
提案者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。（軽微なものを除く。）
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。
- ⑦ その他
ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
ウ 提案者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。
エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
オ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日の正午までに、辞退届（様式自由）を岐阜県商工労働部商業・金融課に持参又は郵送により申し出てください。

（8）見積書作成に当たっての注意事項

- ・提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書

に記載してください。

- ・一般管理費については、事業費の10%以内としてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「クラウドファンディング活用支援事業委託業務プロポーザル評価会議」においてプレゼンテーションと企画提案書類により行います。

なお、事業者の選定に当たっては、評価項目（別表1）に基づき、内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定します。

2 評価会議

(1) 開催日時・場所

令和3年12月上旬（予定）

※日時・場所については、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

(2) 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 15分間以内

構成員からの質疑 10分間程度

(3) 注意事項

- ・参加人数は3名までとしてください。（共同体においても1共同体あたり3名）
- ・パソコンやスライド機材等を使用することはできません。
- ・各提案者は、他の提案者のプロポーザル提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況により、オンラインでの評価会議の開催もしくは書類審査をもって評価会議に代える場合があります。

3 評価項目及び配点

別表1のとおり。

4 プロポーザル評価基準

各評価項目の合計点を1委員につき100点満点として採点し、各委員の採点数の合計（委員3名：満点300点）が、60%以上（180点以上）であることを最低基準とします。

5 契約候補者の選定

評価項目について、提出書類及びプロポーザル評価参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価委員が評価・採点し、総評価点が最も高い者を第一順位の契約候補者として審議のうえ選定します。

6 最優秀提案者の選定方法

(1) 選定方法

商業・金融課において、評価結果に基づき、評価会議構成員の評価点の合計が最高点の者（最優秀提案候補者）について構成員の意見も踏まえて総合的に審議のうえ、最優秀提案者（契約交渉の相手方）を選定します。

(2) 複数の最高得点者が生じた場合

評価の結果、複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、評価会議構成員の協議により最優秀提案者を決定します。

(3) 提案者が1者またはない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合、または提案者がない場合には、再度公募を検討します。

7 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに提案者に文書で通知するとともに、以下の項目を県Webサイトで公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
 - ② 全提案者の名称（申込順）
 - ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）
 - ④ 最優秀提案者の選定理由
 - ⑤ 評価会議構成員の氏名
 - ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- ・提案者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、③は公表しません。

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により最終的に決定します。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者（最低基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

事業者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううで必要と思われる業務については、県と協議のうで、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報の保護

事業者は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

事業者は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

① 妨害又は不当要求に対する通報義務

事業者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがあります。

② 履行期間の延長

事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができます。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁 10階

岐阜県商工労働部商業・金融課

TEL : 058-272-8389 (直通)

FAX : 058-278-2672

電子メールアドレス : c11363@pref.gifu.lg.jp

別表1

クラウドファンディング活用支援事業委託業務プロポーザル評価基準

1 評価の方法について

企画提案の内容・実施能力等に関する評価

【評価点】(100点) = 【1 事業実施体制・実績】(30点) + 【2 事業の企画・運営】(70点)

2 採点について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する(100点満点)。

1 事業実施体制・実績

評価項目	評価基準	評価基準点					
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	
1	実施体制	事業の目的を達成するために、十分な事業実施体制があり、必要となる専門知識を有する者を配置し、業務遂行能力の高い事業者であるか。	15点	12点	9点	6点	3点
2	業務実績	本事業に類する事業の実施実績から、受託能力があり、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分生かせることが期待できるか。	5点	4点	3点	2点	1点
3	見積内容	事業費の積算は、必要な人材を活用し、魅力的な企画等を実施する上で適切なものであるか。	5点	4点	3点	2点	1点
4	社会的課題への取り組み	「仕事と家庭の両立支援」(2点)、「障がい者雇用」(2点)、「若者の育成」(1点)といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	該当がある場合のみ				
			5点	4点	3点	2点	1点
小 計			30点満点				

2 事業の企画・運営

評価項目	評価基準	評価基準点					
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	
1	セミナーテーマについて	複数種類のクラウドファンディング手法を偏りなく取り上げて、それぞれの特色等を解説することで、参加者の理解・活用につながるものとなっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
2	講師選定について	講師の選定は、参加者に対しクラウドファンディングの理解・活用に対する意識を醸成できる適切なものとなっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
3	個別相談会について	セミナー後の個別相談会は、参加者の疑問を十分に解消できる体制・内容となっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
4	開催形式について	新型コロナウイルス感染状況に応じた感染症拡大防止策を備えた開催形式とすることで、確実な事業実施を見込めるものとなっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
5	事業広報及び集客について	事業の参加者募集及び事業の広報のために効果的・効率的な手段が具体的に提案されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
小 計			70点満点				